

包括施設管理業務民間提案制度 FAQ（よくある質問）

Q1 本制度は通常の公募型プロポーザルと何が違うのですか。

A 本制度は、市が定めた仕様に対する提案を競う公募型プロポーザルとは異なり、民間事業者の発想やノウハウを活用し、包括施設管理業務と連携した付加価値提案（B 提案）を募集する民間提案制度です。

Q2 A 提案と B 提案とは何ですか。

A A 提案は包括施設管理業務の実施に関する提案です。

B 提案は、市有資産の利活用、エネルギー事業、収益事業など、包括施設管理業務と連携して市の課題解決や価値向上につながる提案です。

Q3 B 提案は必須ですか。

A 必須ではありません。

ただし、本制度では、包括施設管理業務に付加価値を付与し、施設価値、財政効果、業務等の効率化、サービス向上につながる B 提案を積極的に評価します。

Q4 B 提案は複数提案できますか。

A 提案できます。

複数の B 提案を組み合わせることで、より高い事業効果が期待される場合は、その内容及び効果を総合的に評価します。

Q5 B 提案の対象となる施設・資産の範囲を教えてください。

A B 提案の対象は、A 提案の対象となる包括施設管理業務の対象施設（8 1 施設）及び、市が別途提示する未利用資産一覧に掲載する資産とします。

Q6 参加表明時に構成員を決めておく必要はありますか。

A 必要ありません。

参加表明時は代表事業者（A 提案事業者）のみで応募できます。

Q7 提案時には構成員を決める必要がありますか。

A 必要です。

提案の実現可能性を評価するため、提案時には提案事業を実施する予定の構成員及びその役割を記載してください。

Q8 提案後に構成員を変更できますか。

A 構成員の変更は、提案事業を変更前と同等以上の能力及び実績を有すると市が認めた場合に限り認めます。

Q9 事業者間のマッチング支援とは何ですか。

A 多様かつ魅力的な提案の創出を目的として、市が事業者間の連携を支援するものです。
事業者の希望に応じて、事業分野や連携ニーズに関する情報提供を行います。

Q10 提案が採択された場合、必ず契約できますか。

A 採択は事業化を保証するものではありません。

採択後に詳細協議を行い、法令上、財政上及び事業上の課題を整理した上で、事業化の可否を決定します。

Q11 契約は競争入札になりますか。

A 本制度は、民間事業者の創意工夫や知的財産を活用することを前提としており、関係法令に基づき、提案者との随意契約による事業化を基本としています。

Q12 提案書類は公開されますか。

A 提案書類は、飯能市情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。

ただし、提案者の知的財産、営業上のノウハウその他非開示情報に該当する部分については、同条例に基づき適切に取り扱います。

Q13 A 提案におけるマネジメント料はどのように提案すればよいですか。

A マネジメント料については、提案者において対象施設、対象業務及び提案内容を踏まえ、提案者が必要かつ適正と考える料率を提案してください。

参考として、市では他自治体事例等を踏まえ、概ね 20～25%程度の水準を想定していますが、これは提案を制限するものではありません。

提案に当たっては、マネジメント料率だけでなく、当該料率により実施する業務内容、実施体制、業務改善手法、施設マネジメントに関する提案等をあわせて示してください。

なお、市はマネジメント料率の高低のみを評価するのではなく、包括施設管理業務の品質向上、業務効率化及び B 提案による財政効果等を含めて総合的に評価します。

Q14 B 提案は、別契約により事業化する場合があるとは具体的にどのような内容ですか。

A B 提案は提案内容に応じて、行政財産使用許可、業務委託契約、賃貸借契約、定期借地契約、ネーミングライツ契約、ESCO 契約、その他適切な契約方式により実施します。

Q15 B 提案により生じた収益はどのように扱われますか。

A B 提案により生じる収益については、提案者から収益の内容、収益の見込み及び収益の配分方法を含めて提案してください。

本市では、収益を活用した施設の維持管理費の軽減、市への納付金、市民サービスの向上への再投資など、多様な手法を想定しています。

提案内容については、財政効果、事業効果、サービス向上、実現性を総合的に評価します。

Q16 提案書にはどの程度の詳細さが求められますか。

A 提案時点では事業概要、実施体制、事業スキーム、概算の事業効果等を示してください。

詳細な契約条件、費用負担額等については、採択後の詳細協議において整理します。

Q17 B 提案の構成員は、複数の代表事業者の提案に参画できますか。

A 参画できます。

本制度では、多様かつ魅力的な B 提案の創出を目的としていることから、B 提案に係る構成員については、複数の代表事業者の提案に参画することを妨げません。

ただし、各提案における役割分担及び実施体制を明確にするとともに、提案内容の実現に支障が生じない体制を確保してください。